

## 生活保護基準の引下げに反対する会長声明

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回社会保障審議会生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる案（以下「厚労省案」という。）を示した。2004年からの老齢加算の段階的廃止、2013年からの生活扶助基準の削減（平均6.5%、最大10%）、2015年からの住宅扶助基準・冬季加算の削減に引き続くもので、特に、子どものいる世帯と高齢世帯が大きな影響を受ける。

厚労省案によれば、子どものいる世帯の生活扶助費は、都市部の夫婦子2人世帯で13.7%（2万5310円）も大幅削減され、母子加算が平均2割（都市部で2万2790円の場合4558円）、3歳未満の児童養育加算（1万5000円）が5000円削減される可能性がある。また、高齢（65歳）世帯の生活扶助費は、都市部の単身世帯で8.3%（6600円）、夫婦世帯で11.1%（1万3180円）、それぞれ大幅削減される可能性がある。

今回の引下げの考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるというものである。

しかし、我が国では、厚生労働省が公表した資料によっても、生活保護の捕捉率（生活保護基準未満の世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯が占める割合）が2割ないし3割程度と推測され、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在する。この層を比較対象とすれば、生存権保障水準を引き下げ続けることにならざるを得ず、合理性がないことが明らかである。特に、第1・十分位の単身高齢世帯の消費水準が低過ぎることについては、生活保護基準部会においても複数の委員から指摘がなされている。また、同部会報告書（2017年12月14日付け）も、子どもの健全育成のための費用が確保されないおそれがあること、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると「健康で文化的な最低限度の生活」の絶対的な水準を割ってしまう懸念があることに注意を促しているところである。

いうまでもなく、生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であり、就学援助の給付対象基準、介護保険の保険料・利用料や障害者総合支援法による利用料の減額基準、地方税の非課税基準等の労働・教育・福祉・税制などの多様な施策の適用基準と連動しているほか、最低賃金の算出に当たっても考慮されている。生活保護基準の引下げは、生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすのである。

大幅削減に対する批判に配慮し、厚生労働省は、減額幅を最大5%にとどめる調整に入ったとの報道もある。しかし、5%であっても大きな削減であるし、そもそも削減の根拠に合理性がない以上、削減幅を減らしたから許されるというものではない。これまでの度重なる生活保護基準の引下げによって、生活保護利用者は既に「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し得ていないのであり、更なる生活保護基準の引下げそのものが生活保護利用者を更に追い詰め、市民生活全般の地盤沈下をもたらすものであり、絶対に容認できない。

よって、当会は、厚労省案の撤回は当然の前提として、来年度予算編成過程において、一切の生活保護基準の引下げを行わないよう強く求めるものである。

2018年2月2日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大